



P. 61 (62) 書目同定  
 半甲 水新  
 P. 62 (70) 書目同定  
 (104)

P. 63 (59) 一  
 P. 62 (80) 古  
 P. 73 (10) 書目同定  
 P. 75 (12) (13) 半甲

(120)  
 P. 80 (121) 一  
 (122)

陳 述 の 要 領

別紙添記録のとおり

録取所録記音

寺 田 展



「陳述の要領」の記載の未定は、録取所録記音が記念無事であること。

9

Q

速記録

原本番号一四四七(昭和四七年)第二八号の一三

昭和四七年九月二十五日  
第七回  
公頭  
洞

事件番号

昭和四六年(第)第一三

号

証人

名

共本 章生

控訴人

大分県庁指定代理人

(伴)

証人の経歴を簡単に述べた

現在は水産庁、漁政部、漁業

調整課、漁業調整官、

昭和二五年に水産庁

に入庁した。当初水

産庁第二課に入り、

以西底引網漁業に

帝、勅を以て。昭和三十九年、

内務省に、漁業調整課を設け、

沖合及び内海漁業の調査及び

取締を以て、昭和三十九年、

内務省に、漁業振興課を設け、

昭和三十九年、昭和三十九年、

昭和三十九年、昭和三十九年、

昭和三十九年、昭和三十九年、

昭和三十九年、昭和三十九年、

昭和三十九年、昭和三十九年、

昭和三十九年、昭和三十九年、

昭和三十九年、昭和三十九年、

昭和三十四年一月より水産庁

の漁業調整業務所長として

沿岸の漁業調整及び漁業

許可の業務を令担

した。昨年の四月一日から

現職にありま

証人は漁業法等に於ては特に

勉強はなされた。この間は

本庁以来、大體漁業法に

関する許可のあるのは漁業法

の事務にのみありま

た。振興課にありま

た。漁業法以外、この間は



すい。明治四三年の漁業法が

明治四三年の漁業法が

明治四三年の漁業法が

明治四三年の漁業法が

明治四三年の漁業法が

明治四三年の漁業法が

明治四三年の漁業法が

明治四三年の漁業法が

共同漁業権に對しては、従来

明治四三年の漁業法が

特別漁業権、定置漁業

權、又、漁業權、とくに

裁判所

この内 専用漁業権と定

置漁業権 特別漁業権の一部

を共同漁業権として改正して

ありませう。 大部人は専用

漁業権でございませう。 けれども

明治漁業法で専用漁業権の

中から、浮き魚、浮りてくる

魚類でございませう。 これを

まあ、除外して、漁業法の第

六条第五項に共同漁業権

の内容たる漁業を列挙して

限定してあります。

内容的には、浮き魚と共同





魚業権

対象から

除外したと

いふことか

ア、あつてさういふ

まい。

こ  
ういふことは、何れ改正の主要な点

と、いふことは、申請者各自が定め

共同魚業権

にかん係ないか

けい、いふことは、従来は魚業権の内容

と、いふことは、申請者各自が定め

まい。ういふことによつて申請して

免状を受けるといふ形能で

いふことは、共同魚業

権その他魚業権を旨めま

して、現在の制度では魚場計

画制度

漁業計画主義へのとり

として

あらゆるものの

共同漁業

権の内容の認可を申請

以上別に

事の上別に

決定

仕組

に

おりに

月台

共同漁業権

の主たるものは

専用漁業権に

漁業に肉して

専用

漁業権に

当ると

お話ししたね

すい

10

この月台魚業法に

おける

専用漁

業権

といふもの

種類

権利

といふもの

月台魚業法

の

専用漁業権

の中には地先水面専用漁業  
 権 慣行専用漁業権の二点  
 漁業権と地先水面専用  
 水面とみずの管理漁業と  
 漁業組合の免許を以て  
 専用漁業権の慣行専用  
 漁業権と以て免許を以て  
 慣行に從つて免許を以て  
 漁業権の

慣行専用漁業権  
 組合以外に漁業権

個人のみ株式会社のみ 権利主体

にほつておるものなり

10 合の 履行専用漁業権の 個人

権利主体とあつて 場合と 漁業

組合の 権利主体に あつて 場合

の 割合と してあつて いろいろ

多か、大ん びあつて

履行専用漁業権 には 漁業組

合の ほとつと 多か、大ん びあつて

ありまして 個人の場合には

割合に 数に 少すか、大ん びあつて

して ありまして

11 専用漁業権と 新しい共同漁業権



との内容的な違いをさす。また、漁

業の種類をいふより、な点からい

ふより、先程の魚と云う問題

出ましたての魚



ふは、一番入るな、違いは

たのしげな、か

すい。漁業の種類として、は

漁業の、走り回り、取るよ

漁法、あるには、対象となる

種類、の、を、と

は、に、を、

理由によるもの

てい

従来<sup>か</sup>の横行専用<sup>か</sup>漁業権

地先水面専用<sup>か</sup>漁業権<sup>か</sup>の

まゝ<sup>か</sup>け<sup>か</sup>の<sup>か</sup>大体部<sup>か</sup>落草

位<sup>か</sup>の<sup>か</sup>地先<sup>か</sup>沖合<sup>か</sup>水面<sup>か</sup>位<sup>か</sup>に<sup>か</sup>免

許<sup>か</sup>さ<sup>か</sup>ん<sup>か</sup>て<sup>か</sup>お<sup>か</sup>り<sup>か</sup>な<sup>か</sup>した<sup>か</sup>、<sup>か</sup>し<sup>か</sup>し

非常<sup>か</sup>な<sup>か</sup>小<sup>か</sup>艇<sup>か</sup>田<sup>か</sup>の<sup>か</sup>漁

船<sup>か</sup>の<sup>か</sup>発<sup>か</sup>達<sup>か</sup>して<sup>か</sup>動力<sup>か</sup>機

肉<sup>か</sup>と<sup>か</sup>採用<sup>か</sup>して<sup>か</sup>の

魚<sup>か</sup>法<sup>か</sup>の<sup>か</sup>発<sup>か</sup>達<sup>か</sup>等<sup>か</sup>の<sup>か</sup>の

業<sup>か</sup>規<sup>か</sup>模<sup>か</sup>の<sup>か</sup>大<sup>か</sup>き<sup>か</sup>く

な<sup>か</sup>り<sup>か</sup>ま<sup>か</sup>り<sup>か</sup>ま<sup>か</sup>り<sup>か</sup>た<sup>か</sup>け<sup>か</sup>の<sup>か</sup>の<sup>か</sup>浮

魚<sup>か</sup>の<sup>か</sup>大<sup>か</sup>体<sup>か</sup>走<sup>か</sup>り<sup>か</sup>回<sup>か</sup>る<sup>か</sup>取



浮き魚 罾に引くは 此は 漁業権

に 基かおして 自由に 取れる。こゝろ

こゝろでいふか

たゞしつがしつがしつが

今、漁業権の 障害にはると

いふがうな 話か じがしましけん

といふ 二の 障害に ちるといふは

漁場ていの 区域ちといふがうな

おほり 関係して くるん じか

あひ けり 浮き魚の ような

まの けり 却落の 沖まて

けり けり 相互に 取り合ふと

いふがうな けり 魚業の 形能



としては漁業法上の権利能心と考へらる

へてありまゝに行使せらるゝ

漁業法の範囲

内々いふに押へらるゝ

ふつた次第

見たり共同漁業権といふもの

域と過去の専用漁

業権の漁場の区域に何か

著し違ひといふものか

あり

よりいふ

江戶時代から

従来

の貫行によりなして大体

漁村部落単位専用漁業

権の構成をなしては、

現行の共同漁業権では

漁場の総合的高度利用をほ

るより漁業法にのっとり

なして、父のしこ部

一市町村単位位の共同漁業

権の漁場の広さに

なす。

先

程

漁業権の存在を

の  
 障に於けるといふこと  
 浮き魚と対象か  
 以外に  
 現に

共同魚業権の対象に於ける

魚類とか魚貝類といふ

もの  
 従来と違つた区域

従来と違つた区域

理由は特にあり

魚家経営

目的も、小作の範囲の経営と

するものかといふ問題

漁場の

使い方とりに面にあたりて

魚とちなる 水産動植物の資源

維持管理 なるには曾道と

ものそ はかる 父西女は

この場合の 魚場の維持管理

行の長は 魚場の維持管理

一月滑に まいる 理由

の 従来は 地の光

は 横行による 魚場の区域

といふは といふ 横行の

場合は 横行による 決め



おのたんにしるけぬおもゝるゝ実態と  
 いづれがはとういづれがはとういづれがはとう  
 たんごうか 先程 部落単位  
 といふ 話か 出まゝに 部落単位  
 部落の沿岸を海上に向く  
 区切られたりな 形に なる おのたんに  
 下まか  
 あいゝ 大體 部落単位  
 沿岸線と申しますか  
 陸上の区域の行くと区切られた  
 ような 状態に ありまゝ  
 陸上の区域は 対岸  
 魚業の区域は 海



しましけふとも。水面利用の特  
質とゆしましけふ。魚業の特質

かきり言の画でいふいりて水面

には魚業の対象とせよる水

産動物のいろいろの種類

のちのちの回復し合ひたり

りは定期的に回復し合ひたり

あるいは本体に回復してあり

まゝのまゝの回復してあり

といふものとは平面的に考へよ

て土地のまゝに人分割すること

か水面の人分割自体にいふか

しいといふものは魚業の利用

の面から見て、平面的に

と考へる。人々から見て、

箇当りには、さういふ

ノミヤ、さういふから、

その対象とさういふ水産動植物

の<sup>種</sup>息状況、さういふ

回りのくる魚類の、<sup>回遊</sup>状況

さういふ、さういふ、さういふ

いろいろな魚場の環境条件

たとえば水温とか潮流、さういふ

いろいろの、さういふ、さういふ

に受けまわして、変化か、さういふ

さういふ、さういふ、さういふ

さういふ、さういふ、さういふ

さういふ、さういふ、さういふ

さういふ、さういふ、さういふ





變動の... 水面と... 水面と... 水面と... 水面と...

分割... 分割... 分割... 分割...

に... 平面的... 魚業の... 魚業の...

的... 利用... 総合的... 総合的...

も... 総合的... 総合的... 総合的...

象... 行... 行... 行...

計画... 水面... 水面... 水面...

あり... 水面... 水面... 水面...

用の... 莫上本... 莫上本... 莫上本...



る。この魚場計画を裁く

新しい漁業法で

制度と道すへ

このたりに

総合的な計画的

漁場の管理と

た

月

行専用漁業権

大

時代以来の慣行

自由意思による通商業者の出願者

自由意思による通商業者

の内容を定め免許した

にしてこれに対して行政庁

則は単に免許とする

制度がシブシブした

として通商業者の存続期間と

いふものも二〇年以内とし

ふに定められた

と現実に更新制度

採用されたとして当局通商業者

の関係として固定自



以下

争前決定をさしあぐる免許

免許の内容をめぐり争前決定

免許の内容をめぐり争前決定

免許の内容をめぐり争前決定

免許の内容をめぐり争前決定

免許の内容をめぐり争前決定

免許の内容をめぐり争前決定

免許の内容をめぐり争前決定

免許の内容をめぐり争前決定

免許の内容をめぐり争前決定



と除いたといふことと同時に  
 以下二種以下共同漁業といふ  
 ものの構成を以てこれは魚類  
 と対象とするものでも地先  
 まどくる魚類を待構えて  
 取る漁業といふことに限定  
 した。それから共同漁業  
 権といふものを組合にだけ  
 免許する。組合だけ適格  
 性があるといふことに改正して  
 取りなして漁業組合に  
 取りなして漁場の維持管理を  
 するといふことに取りなして





共同漁業権に関する

漁業の種類の内容と

その制度と受け

従来明治漁業法に

変遷して

たとはは今の浮き魚を

あるは漁船で移動する

すか、動力の範囲が

浮き魚の

川長と

の区域を定める

区域を定める

区域を定める

ひ出てお  
あり。

三 大体、共同漁業権と  
人心念頭の

抑いて話して  
しとたまたいん  
ていす。

共同漁業権の若干  
明治通業

法よりか  
中の中  
沖出し距

離か  
延んた  
言ひ之  
いさ

しかし  
りり  
漁業権利として排他

持長せる  
りけ  
ツツ

漁業権に  
必西女

最  
限度  
の範囲  
とあり

と  
用  
さ  
る  
あり

ま



昭和十一年  
三月十一日

先程 共同漁業権といふものは組合

に依りて 免許するといふからいふ

しるべきであるからいふ

慣行専用漁業権 個人に免許する

一切なくならぬ 個人に免許する

すい... 漁業

法9 四条八項 共同漁業権の

免許については 漁協

漁協連合会に 附けが 資格を

加... 規... あり

魚 場... 又... 先程

尺体、市町村位ノ単位ニシテあると

さういふに、おしよりのまゝ長

すい

これは従来ノ部落単位に比

ると、区域として、相当の範囲に

いづるに、そのようにして、おしよりのま

すい、そのようにして、おしよりのま

漁業ノ時期とか、そのまゝのまゝのま

共同漁業権とは、何の特別ノ制約

を定め、いふまゝのまゝのま

か、いふまゝのまゝのま

漁業ノ時期は、漁業権ノ

権利内容で、いふまゝのま



魚

場

計

画

制度

による

共同漁

して、シシイノイヌ

漁業の時期は 大体 終年が

共同漁業権とは

冬、取入れり、夏、取入れり

の区域内において

共同漁業権

の対象となる

産動植物、

貝類、魚類、定着性の水

共同漁業権の場

て定まる

漁業による





資源とが 生産に ついて 不合理に

出て いる なら ない こと を 国体的に

漁場 の 使用 方法 を 管理 する こと を

この 必要 として 行う こと である

この 区域 を 必要 として 狭く する こと

漁民 の 営 自体 も 規模 の

縮小 される こと である 考へ たい

この 必要 として 限度 の

範囲 に あり 関 係 の 漁民 の

その 地 先 から 取 れる 魚 類

を 十 人 台 子 受 する こと を

よく 配 慮 して 漁場 区域

を 定 め る こと である

5  
0





二

漁場

計画とは、

共同漁業権に

いづれの

関係地区といふ

定めらる

いづれ

おこなはる

三

各の肉係地区といふのは

お互相互に

各肉係地区の地先の沿岸に

入り合ふ漁業の地帯をいふ

ことに、漁人

は、定められた漁場の地域

と社会的経済的に密接な関係

係の地帯をいふ関係地区

又として、肉係地区

から見ますと、各の漁場の中

これは関係地区民が入り会って  
漁業をまゝといていつかたりに  
たより

たより

従来部落単位

新しい漁業法

部落の米作り

部落の地先水面をめぐり

魚貝類を取らうか

といては、ふる人

はい、そりうに制度を道上

を開いております

漁業協同組合は共同漁

業権と、うりものを複製する

01

このようにいいますね

あつた

42

このようにいってはいけませんか  
あまりいふことは多くないかと  
思ひます

43

これはどういふことか  
あつた

漁業協同組合の組合の地区は  
漁業権の関係地区よりか相当

大きくあつた場合には、その組合は

複敵の共同漁業権を持つ

と、このようにいふかと思ひ

いふ





協同組合  
一方で合併をして

まして 漁民の経済連合体が  
 漁業の強化拡大をすすめる為  
 合併による組合の規模を  
 大きくするといふことか不可欠で  
 組合の合併に  
 つきましては 漁業協同組合  
 併助成法などという法律で定  
 められて、漁協の経済的団体  
 面において 経済的理由によ  
 り 合併を助成してありま

政府特許 九号の一

級々 大きく なる

に 対応して 漁業権の 区域 といふ

ものを 大きくして つけば いろいろ

漁業権と いろいろのものを 複数 持つと

いろいろのものは たくさん 思い いろいろ

いろいろのものは たくさん 複数 持つと

いろいろのものは 漁業権 があるん いろいろ

いろいろのものは いろいろの 点 いろいろか

いろいろのものは 漁業権 といふ

いろいろのものは 漁業権の 状態 と いろいろの

基礎 いろいろの いろいろの

？ 漁業権の 関係 区域

定め 場合 いろいろの いろいろの



地又はとかあるのは市町村との

行政区画といつたものを撤去しま

して漁場計画を立てることに

して（インテリ）加はり漁業権

につまましては漁業を営む

権利でございまして漁場

の狀態を基礎にして考へて

ありまうから組合の経済的

理由が合併して組合地区の

の範囲が尺さくならぬ漁業権の

の範囲の廣くはあつたと同じよう

かよつてはあつたといふこと

このよ

養

育

所

46

共同漁業権の区域  
を認めるといふ  
ところからいって  
共同漁業権の区域  
を認めるといふ  
ところからいって

共同漁業権の区域  
を認めるといふ  
ところからいって

共同漁業権の区域  
を認めるといふ  
ところからいって

結果に及ぼす影響  
を認めるといふ  
ところからいって

すなわち

47

共同漁業権の区域  
を認めるといふ  
ところからいって

共同漁業権の区域  
を認めるといふ  
ところからいって

すなわち

48

共同漁業権の区域  
を認めるといふ  
ところからいって

すなわち

普通

共同漁業権の区域  
を認めるといふ  
ところからいって

共同漁業権の区域  
を認めるといふ  
ところからいって



各組合に所屬してゐる各組合員の  
入り会々て漁業を行なうてゐる  
各組合員の場合にはある程度

漁場の区域を広くしました。そして

各の關係してゐる組合員の共有

と云ふ。そして、  
一般的に

と思ひます。

40

共同組合は、共有されてゐる漁業権を  
協同組合相互間に

配分して、各組合員に  
配分してゐる。

例は、  
各組合員に配分してゐる。

共有者相互間の配分は、

各組合員に配分してゐる。

ある 漁業権の あり方 ありき

の 協同組合の 共有して ありき

の 協同組合の 共有して ありき

の 協同組合の 共有して ありき

の 協同組合の 共有して ありき

あり

51 区域の 分割と ありき

の 協同組合の 共有して ありき

の 協同組合の 共有して ありき

の 協同組合の 共有して ありき

の 協同組合の 共有して ありき

の 協同組合の 共有して ありき

の 協同組合の 共有して ありき

の 協同組合の 共有して ありき

かまひりまゝでも 原則として合割

を 免許しなさい。いろいろ運用を

とく かりまゝ。合割の事例

に ついては、私は 聞いそ おりません

もう 論 最初立てた 通易 計画と

いふもの 非常に 不適切であつた

といふふうなことが 又 城を合割して

く といふ ちよとかな 理由が ちよといふ

合割といふことは 絶対に あり得ない

といふわけには 行かん といふね

あり。 ちよの 免許の内容は 事前

に 決定 せん して 漁業者の

申請 した ちよは ちよが せん せん





55

画、<sup>漁業権</sup>の<sup>内容</sup>の<sup>等</sup>の<sup>割</sup>  
 決定に從之ば、<sup>当然</sup>に<sup>漁業権</sup>  
 といふものは、<sup>二つ</sup>の<sup>協同組合</sup>の<sup>共有</sup>  
 に<sup>なる</sup>こと、<sup>ある</sup>こと、<sup>といふ</sup>こと、<sup>か</sup>ら<sup>なり</sup>  
 として<sup>構成</sup>として<sup>ある</sup>こと、<sup>漁業権</sup>  
 といふこと、<sup>あり</sup>こと、<sup>なり</sup>  
 といふ場合に、<sup>共有者</sup>から<sup>人割</sup>  
 して<sup>く</sup>よ、<sup>といふ</sup>こと、<sup>なり</sup>  
 人割、<sup>といふ</sup>こと、<sup>なり</sup>  
 といふこと、<sup>なり</sup>  
 魚場、<sup>画</sup>、<sup>主</sup>、<sup>業</sup>、<sup>者</sup>、<sup>の</sup>、<sup>共有</sup>  
 として、<sup>共有者</sup>、<sup>の</sup>、<sup>共有</sup>

長瀬技印 九字の一

裁 判 所

ありませう

50

合のほ 区域を 二人 分割する

いづれ 点 での 分割 以外に 河が

漁業権を 分割 する といふ あり

は あるん でしょうか

あるは 漁業権の 内容に なる

ありませう 漁業の 種類

合と 漁業の 時期 二か 合

割と 争態 あり 得るか

と思しませう

50

長と之は 第一種 共同漁業権の 内に

漁業の 時期が 月から 2月 まで

六月と 7月 から 二月 まで



か、さういふに漁業の時期を二つの  
 入行の共同漁業権を二つの合割  
 するといふ。合割の仕方と考へられ  
 るわけりなり。

さういふ考へられぬこと休考へられ  
 ます。

三 現実には、さういふ時期を二つの合割  
 するといふ例は、シガシガといふか。

さういふ思ひます。と言ひますのは  
 共同漁業権の第一種の内容に  
 なるに、さういふ資源維持  
 の管理といふこと、根底にシガシガ  
 ありませぬ。

分割のあり方と月経の

あり方について、分割のあり方

の免許、免許のあり方、実際には

免許、免許のあり方、実際には

三

漁業の種類、主として漁業の対象

の動植物のあり方、分割のあり方

のあり方、法のあり方、分割のあり方

のあり方、法のあり方、分割のあり方

共同漁業権と魚貝類と分け

共同漁業権と魚貝類と分け

分割のあり方、共同漁業権に

分割のあり方、共同漁業権に



59

共同漁業権の一部放棄と

第一種共同漁業権の場合には  
 行方と関係ないと思ふ。大体同じ  
 類か貝類も大体同じ  
 海面を行方とあり  
 漁業権自体排他性  
 問題もシバシバ  
 魚場管理行使の件も  
 シバシバあり  
 分割をさぐるといふこと  
 参考として

例は、このほかに、通業法の

一部放棄案と、過去の

法規に於いては、通業法の

行政の实例にも、一部

放棄といふもの、よくみられる

と、いふこと、一部

放棄といふか、変更と呼ぶかは

別として、一部の業權を

なくすといふこと、實際は

あり得るもの、一部の

61

62

いふ事能は起るわけをいふ。いふ事能はいくつかあるわけをいふ。

62

この共同通業権の内容の一部  
を逆に通業権者の自由に放棄す  
ると反定をいふ場合何かを  
想定するものは必ずしも  
ない。

63

定をいふ。通易の区域の点に限  
る。想定するものは必ずしも  
ない。

まよひ 魚場計画を立てる際  
 漁業の利用の仕方と考へまし  
 て 水の水面に ついては 水の  
 漁業権の内容で ある 漁業権  
 適 当であるか といふ 考へ  
 ますに まよひ 免許をよび  
 して 水の水面  
 の 漁業 当該 利用 権の内容  
 と なる あり ます 漁業の 敷  
 設を する といふ ことは 魚場計画  
 主義に 反する 結果を 招きます  
 故に ば ある 共同 漁業 権の中  
 の 漁業 権の 区域 として

E5

部人

漁業権の区域として



60

はすす可しなるは仕方部放棄

海

そのしよまのしよの部人の水面

より海面の管理と

とくににたるとの

局漁業協同組合の通場

の維持管理を為すに共同

漁業権の免許はたすか

のけりしけりし部の

のて放棄すよまの通場の

維持管理の協同組合の団体的

にたすのけりし自由





漁場計画の特に考之ましく

内容のついでに資源の増進とか

ついでには漁場の管理のついでに

ついでには水田の

ついでには水田の必要を以て

ついでには水田の

ついでには水田の

ついでには水田の

ついでには水田の

ついでには水田の

ついでには水田の

ついでには水田の

ついでには水田の

共同漁業権の生産活動

共同漁業権の生産活動

共同漁業権の生産活動

55

共同漁業権の生産活動

共同漁業権の生産活動

共同漁業権の生産活動

共同漁業権の生産活動

共同漁業権の生産活動

共同漁業権の生産活動

共同漁業権の生産活動

共同漁業権の生産活動

56

共同漁業権の生産活動

共同漁業権の生産活動

共同漁業権の生産活動

共同漁業権の生産活動

共同漁業権の生産活動

共同漁業権の生産活動





に言つては、いかにしてか、共同

漁業権と、漁業権とのちがひは

本末、個別の漁業は自由に

やうに、自由漁業が

あり、いかにしてか、団体的に維持

管理する、必要性があるから

共同漁業権と、利用権の構成

さうして、いかにしてか、

今の共同漁業権の区域の中を、部

放棄といふことの、撤去を述べた

し、長たき、いかにしてか、漁業の

種類等について、共同漁業権

9 内容から 放棄して はずありと  
いふことに つくは 何か 解富か 考え  
ますか

すい。抽象的に 言いますと 魚市場

計画の時に 考えた 状態から 変る

といふことで ございませう けんとか

たとえば テンガサ ちとを そのまま

にして。 3つに 分けを ばいませう

そいつに いくことに せうますと、自由に

ハマグリを 取る という 状態に

たよれば 同い場所！ 近接した

場所で行ふと 場合の 共

同漁業権の 内容にならう

漁業に於ては 皇朝御旨を以て

魚場計畫 なるには 知事が行はる

共同漁業権の免許の事と決定

の内各々見ますと アワビとか

貝類とか 個別に

名刺の上を以て しますね

二 個別に名刺を上げても

というふうにして 選

して 人 調査の長として

調査の長として 区域

行われる 漁業 による

資源の状況 ぐんにより異なる

内容とすうのに 適 当な 漁業を

列挙するものけご さいしよす

ナトモバ ぐんのが 海域では ハマザリ

合 類 ぐんが 海域で あると ぐんが

共同漁業権に ハマザリは 入れないと

くぶらうの ぐんが しよす

とこらうに 適当である と ぐんが

貝類 ぐんが 等か ぐんが 中へ 事

に 決定を さしおとす ぐんが

こゝに ちるものけご

まゝの ぐんが しよす

ぐんが しよすと ぐんが 一部 ちけ

散策するといふのは、これは過場

計画からいって、好ましくなく、

漁業の時期に、これは、何か、考へ

漁業の時期に、つぎ、先程

増殖場か、と思ふ、か、

増殖場か、と思ふ、か、

自由、取、

増進の効果を現わしてこたうこと

このことには、おのりなま

とこの

部

は、おのりなま

部令

に、おのりなま

又、或

部

は、おのりなま

し、

あるし、

魚貝類の

種類、

結構

の、

おのりなま

部令には、

改め

共同漁業権

を、

免許する

と、

あるし、

おのりなま

おのりなま

おのりなま

おのりなま

おのりなま

最初

に、

計画

を立てる

際、

おのりなま

おのりなま

おのりなま

おのりなま

必要最小限度の範囲にと  
よるという原則にほつて

おりのまゝと第一種共同

漁業権のよる場合又各種漁業

権の組合せの共同漁業権

の内都で考へらるゝおりの

十のシテ

まゝいろいろな種類の漁業の組合

せとかいろいろの考への上で

決定しておりのまゝから一都

有利なるへつて改め共同

漁業権を見詰りておりのま

考へらるゝおりのまゝおりのま

くさうがシバします

あつたの 話と 聞いて みると 共

同漁業権 といふのは 魚 ほうしは

とら 類を 取る 権利 のよう なるあ

る けいごも 同時に 非常 なるあ

と 維持管理 する なるあ 漁業協

同組合 による 維持管理 せると

いっ 側面 非常 なるあ なるあ

象と 受けま けいごも なるあ

なるあ なるあ なるあ なるあ

漁業権は 漁業と 営む 権利が

シバします なるあ 共同漁業権





に関しては、権利主体である  
 漁業協同組合は、みずからは  
 漁業を営む者の原則は  
 シバノイナリ、漁業者  
 は、その漁業権の内容たる漁  
 業に、<sup>て</sup> 団体的管理を  
 する、<sup>の</sup> 権利主体たる漁  
 協の権能に、<sup>の</sup> 共同漁業権の  
 内容と、<sup>の</sup> 漁業と個別に  
 考へ、<sup>の</sup> 区画漁業や、<sup>の</sup> 定置  
 漁業の、<sup>の</sup> 独占して、<sup>の</sup> 長期  
 水面と専用する、<sup>の</sup> あり、<sup>の</sup> あり

相<sup>目</sup>当<sup>の</sup>長<sup>い</sup>其<sup>の</sup>期<sup>間</sup>と<sup>の</sup>か<sup>け</sup>て<sup>は</sup>養<sup>殖</sup>  
 通<sup>す</sup>く<sup>は</sup>な<sup>ら</sup>ば<sup>は</sup>な<sup>ら</sup>ず<sup>は</sup>い<sup>は</sup>な<sup>ら</sup>ず<sup>は</sup>相<sup>当</sup>  
 期<sup>間</sup>水<sup>面</sup>と<sup>は</sup>独<sup>占</sup>し<sup>て</sup>利<sup>用</sup>し<sup>た</sup>  
 け<sup>ん</sup>ば<sup>は</sup>成<sup>り</sup>を<sup>長</sup>た<sup>し</sup>め<sup>る</sup>こ<sup>の</sup>こ<sup>ろ</sup>  
 漁<sup>法</sup>と<sup>は</sup>か<sup>ら</sup>養<sup>殖</sup>業<sup>を</sup>は<sup>ら</sup>い<sup>あ</sup>け<sup>る</sup>  
 漁<sup>業</sup>権<sup>と</sup>し<sup>て</sup>免<sup>許</sup>し<sup>て</sup>個<sup>別</sup>に<sup>見</sup>ま<sup>す</sup>と<sup>し</sup>  
 て<sup>は</sup>保<sup>護</sup>す<sup>る</sup>こ<sup>の</sup>こ<sup>ろ</sup>漁<sup>業</sup>技<sup>術</sup>  
 的<sup>な</sup>方<sup>面</sup>か<sup>ら</sup>の<sup>要</sup>請<sup>は</sup>少<sup>な</sup>い  
 漁<sup>業</sup>に<sup>な</sup>ら<sup>ず</sup>お<sup>り</sup>ま<sup>す</sup>こ<sup>の</sup>こ<sup>ろ</sup>  
 よ<sup>う</sup>な<sup>な</sup>漁<sup>業</sup>に<sup>つ</sup>い<sup>て</sup>団<sup>体</sup>的<sup>に</sup>  
 漁<sup>業</sup>協<sup>同</sup>組<sup>合</sup>の<sup>管</sup>理<sup>を</sup>行<sup>な</sup>す  
 よ<sup>う</sup>に<sup>し</sup>て<sup>は</sup>組<sup>合</sup>員<sup>の</sup>こ<sup>の</sup>こ<sup>ろ</sup>漁<sup>業</sup>権